

## 高齢者向け給付金 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

高齢者向け給付金の申請受け付けが4月下旬から始まり、対象者や支給額、申請方法などは次のとおりです。なお、対象見込みの方には、4月下旬までに申請書を送付します。

●対象 平成27年度の臨時福祉給付金支給対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上になる方

※平成27年1月1日時点で本市に住民登録がある方で、平成27年度の市民税(均等割)が課税されない方。(ただし、平成27年度の市民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外です。)

●支給額 支給対象者1人につき3万円(一回限りで口座振込)

●申請方法 郵送された申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、同封の返信用封筒にて郵送または直接番館庁舎1階健康福祉部会議室(本町1-1)まで。  
※窓口は混雑が予想されますので、できるだけ郵送で申請してください。(7月29日(金)消印有効)

●申請期間 4月28日(木)～7月29日(金)まで  
※窓口は土日祝日を除く9時～16時



詐欺にご注意ください!

給付金の支給について、市から次のようなことをお願ひすることは絶対にありません。

- ・ATMの操作
- ・お金の振り込み
- ・世帯構成や銀行口座番号などの個人情報のお問い合わせ

問

生活福祉課総務係  
☎364-1131

## 不妊でお悩みの方へ… 特定不妊治療の一部助成を4月1日から始めます



本市では、赤ちゃんが欲しくてもなかなか授からないご夫婦で不妊治療を希望する方々に、治療費(特定不妊治療)の助成を行います。助成を受けるには、次のとおり一定の条件がありますので確認ください。

なお、詳細は保健センターまでお問い合わせください。

対象 (次の①～⑤すべてに該当する方)

①宮城県が指定する医療機関で特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受け、「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業(※)」の助成決定を受けたご夫婦

(※) 県による特定不妊治療費の助成事業で、1回の治療につき15万円(初回のみ30万円)まで助成されます

②治療期間および助成申請日において、夫婦または夫婦の一方が市内に住所を有する方

③平成28年4月1日以後に特定不妊治療を終えている方

④治療開始時の妻の年齢が43歳未満

⑤夫婦の前年分の所得合計額が730万円未満

助成額 治療1回あたり10万円が上限

※一部の治療については5万円が上限

助成回数 初めて助成を受ける時の治療開始時の妻の年齢により異なります

・満40歳未満(6回まで) ・満40歳以上43歳未満(3回まで)

申請方法 治療後に領収書(写)、特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受けたことを証明できる書類など、通帳、印鑑をお持ちの上、保健センターまで

例えば…

初回の治療費40万円の場合  
(県からの補助) 30万円  
(市からの補助) 10万円  
(自己負担額) 0円

※なお、治療費は医療機関により異なります

助成申請窓口 塩竈市の助成に関する相談・受付 保健センター☎364-4786

相談窓口 不妊に関する悩み、情報提供などの相談

不妊・不育専門相談センター(東北大学病院内)☎728-5225 ※毎週(木)15:00～17:00(年末年始、祝日を除く)  
また、面接相談についても電話で予約の上、応じます